

地域活性化に対する知財視点からのアプローチに係る検討

弁理士 牧野 仁美

皆さんは、「地域活性化」「地方創生」という言葉について、どこかで耳にされたことはあるでしょうか。一般的には知財業界とは関係が薄いと考えられることが多いですが、特許庁は「第3次地域知財活性化行動計画（改訂版）」¹を策定しており、中小企業の支援を通じて、地方での雇用創出、地域活性化を目的としています。

一方、地域活性化についての施策には、中小企業の支援以外にも様々な方面からのアプローチを行うものが存在しており、代表的なものとして「まち・ひと・しごと創生基本方針 2021」²が挙げられます。今回は、2つの施策の比較を通じて、知財活動が地域活性化にどのように貢献し得るかを検討いたしました。

1. はじめに

地域活性化について

皆さんは、「地域活性化」等の言葉について、どこかで耳にされたことはあるでしょうか。2015年に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」³の中では「地方創生」という言葉で表現されており、その定義は明確でないものの、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指すこと、であると言えます。

「地域活性化」や「地方創生」がなぜ必要とされているのか、もう少し詳しく説明します。

日本の人口は2008年の約1億2808万人をピークに、現在も減少傾向にあります。その傾向は地方でより顕著であると言われる一方で、東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県）の人口は一貫して増加しています。また、東京圏の人口が総人口に占める割合は、2019年では29.1%と総人口の3割弱を占めています⁴。

人口減少、東京一極集中等の問題点以外にも、「地域経済の好循環」を実現させることも重要であると考えられています。「地域経済の好循環」とは、企業収益の

改善によって賃金上昇、雇用拡大、消費拡大、投資増加等の現象が発生し、更に企業収益が拡大する、といったスパイラルが地方において実現することです。地域経済の好循環が実現しなければ、「人口減少」と「地域経済の縮小」が互いに連動して発生するという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高く、ひいては地方の弱体化によって地方からの人材流入も停滞、大都市の衰退につながり、競争力が弱まると考えられています。

したがって、これら問題点の解決に向けて、人口減少を克服し、将来にわたって成長力を確保するため、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」が打ち出されました。この方針は、2021年まで毎年改訂されており（以後「基本方針」と省略）、一地方のみならず国全体として捉えるべき課題であることが窺われます。

斯くいう筆者も、所謂「地方」と言える京都府北部地域で生活しながらフルリモート勤務により、当該地域ではごく少数である弁理士のうちの一人として働いています。当該地域でも、人口減少傾向にある自治体が大半であり、多くの者は高校卒業後、進学や就職を機に地元を離れて大阪圏、東京圏へ移住する傾向が見られます。また、大企業の工場の撤退等、地域経済を揺るがす出来事も1度や2度に限らず起こっています。そのような状況下で、これまでも地域活性化に向けた様々な取組が行われてきました。代表的なものとしては、Iターン・Uターンの促進を目的としたイベントの開催や、各市町村における就職フェア、地域の魅力について広報誌・Webサイト等での情報発信、観光拠点の整備などが挙げられます。個人的には、知財分野で地域活性化にアプローチする手法が何かないかと、以前より考えていました。そこで、まずは知財分野において現状取り組まれている地域活性化に関する施策と、地域活性化全般に対して取り組まれている施策との比較を行い

ました。

2. 地域活性化に関する各関係機関の取組

(1) 特許庁の取組について

地域活性化に向けた知的分野での取組として、中小企業の支援は代表的なものとして挙げられます。特許庁は、中小企業における知財の取得・活用の促進とともに、イノベーション創出の支援を目的とした「地域知財活性化行動計画」⁵（以後「行動計画」と省略）を策定しました。なお、2024年5月現在は、第3次計画まで改訂版が発表されています。

中小企業における知財の取得・活用の促進が必要とされる理由は以下のとおりです。中小企業は、国内全企業のうち99.7%を占めており（2016年）、特に地方における割合は都市部と比較しても高い状況です⁶。また中小企業は、地方において雇用創出、地域活性化等の役割を担う存在でもあります。中には、独自技術、製品開発力を有する中小企業もあり、国内外の経済において高い競争力を維持するために、その存在は不可欠です。一方で、中小企業は経営の継続性の確保やリスクマネジメント、多様な収益源の開発等課題も多数存在して

おり、また、中小企業における特許出願件数は、近年横ばい傾向にあります。「企業固有の経営資源」（以後、「広義の知財」と記載）として知財を活用することで、収益の増加や国内外での競争力の強化等も期待できますが、知的財産権の管理・活用に対する知識や、知財を扱うための組織体制が不十分である中小企業も多いと考えられます。

第2次の行動計画策定後には、ハンズオン支援（専門家派遣）に効果が見られた一方で、「広義の知財」を現在持つ企業、今後得ようとする変革期の企業の積極的な発掘、知財課題の重要性の周知不足、支援者側の課題認識のアップデート、関係機関との連携の強化等の課題の存在が認識されました。それら課題を踏まえて、第3次の行動計画では、以下の基本方針が設定されています。

- (1) ターゲットを意識した支援体制の構築と地域における価値創造の促進
- (2) 中央と地域における中小企業に対する知財支援のシナジーの創出
- (3) KPI(重要成果指標・アウトプット)の設定・共有と支援施策への活用

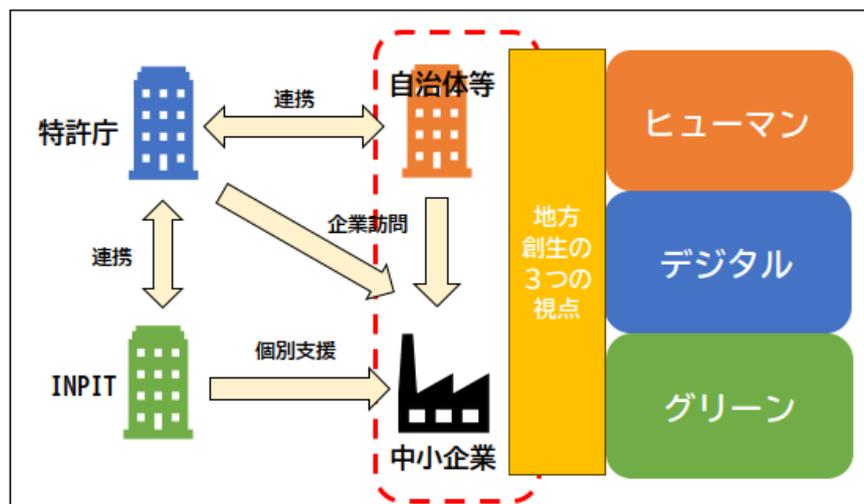


図1 特許庁「第3次地域知財活性化行動計画（改訂版）概要」

(<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/koudoukeikaku/03.pdf>) P13 を元に筆者が一部加工して描画

例えば(1)については、支援企業へ直接アプローチする「プッシュ型」から、自治体等が支援を行っている

地域の中核企業をターゲットとする「地域掘り起こし型」へ移行して、新たに支援体制を構築するケースが想

定されています。また、(2)では自治体、各経済産業局等知的財産室、INPIT 知財総合支援窓口をプレイヤーとして、各機関が単独では得られないシナジー効果を得るために連携を強化させることが想定されています。(3)については、都道府県ごとに数値目標である地域 KPI と、達成すべき産業振興ビジョン等が掲げられており、地域に根差した具体的な活動の方向性が示されています。

以上より、地域での知財活動支援も、より地域の実態に沿った対応が必要であることが窺われます。なお、企業の知財活用に係るステージとして、いくつかの段階があるとされています⁷。知財に無関心な企業に対して初期より特許出願を推奨するのではなく、普及啓発段階から支援すべき点が示されています。過去に、筆者の居住地域に拠点を置く企業から話を聞く機会があり、その際、企業としても知財に興味があるが、どこから手を付けていいのかが分からない、といった知識不足に関する問題点が浮かび上がりました。また、個人的な主観に基づいた推測ですが、そもそも知財活動について関心がない、または他の業務に忙殺されて知財を扱う組織体制ではない、といった企業も当該地域には多いのではないかと考えられます。

なお特許庁は 2024 年より、「知財経営支援モデル地域創出事業」をスタートさせています。知財重点支援エリアとして選定された青森県、石川県、神戸市の 3 地域に対して、特許庁、独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)、日本弁理士会、日本商工会議所の 4 者が連携して、中小企業等の課題解決から製品プロモーションまで、一気通貫の地域支援体制を構築し、地域の中小企業等に個社支援を実施する等の取組を実施する予定です⁸。当該事業のように、個別具体的な対応事例を積み重ねることによって、他地域での横展開も容易となり、全国各地のニーズに即した取組がより加速するのではないかと考えられます。

(2) 地域活性化に関する内閣府の取組について

一方で、内閣府が主導で進めている基本方針の中では、地方創生に向けて具体的にどのような方向性や視

点が示されているのでしょうか。基本方針を定めたあたりの時期は、新型コロナウイルス感染症が大流行した頃であって、生活様式が変化するなど、地域経済や住民生活に甚大な影響を及ぼしました。そのような状況下、地方への移住に関する関心の高まりとともに、テレワークの普及が急速に進みました。こうした変化を踏まえ、基本方針では、①地域の将来を「我が事」として捉え、地域が自らの特色や状況を踏まえて自主的・主体的に取り組めるようになる、②都会から地方への新たなひとやしごとの流れを生み出すことを目指すことにより、訪れたい・住みたいと思えるような魅力的な地域の実現を目指すことが示されました。

そこで、基本方針では新たに 3 つの視点 (ヒューマン、デジタル、グリーン) を重点に据えました。

以下、3 つの視点について述べます。

「ヒューマン」視点からは、地方へのひとの流れを創出し、人材支援に関する取組の強化を想定しています。具体的には、地方創生テレワークの推進によるサテライトオフィス等の整備・利用促進、企業と自治体との連結に係る情報提供・相談体制等の整備、企業による取組の見える化、進出企業と地域企業等が連携して行う事業展開の後押し、企業の本社機能の地方への移転を通じた地方での雇用創出、地方創生人材支援制度、先導的人材マッチング事業、子育て世帯の移住等の更なる推進、関係人口の創出・拡大、魅力ある地方大学の創出等が挙げられます。

「デジタル」視点からは、地方創生に資する DX の推進の強化を想定しています。①地理的・時間的な制約要因に関係なく、いずれの地域でも同様のサービスを提供 ②デジタル技術を活用した新たな価値創造の仕組みを構築することで、地域の課題解決や魅力向上につながります。具体的には、5G などの情報通信基盤の早期整備、デジタル分野の人材支援、地域におけるデータ活用を促進するための支援 DX の推進による地域課題の解決、地域の魅力向上など、各分野で DX の推進等に取組みます。

「グリーン」視点からは、地方が牽引する脱炭素社会の実現に向けた取組を行います。地域資源を有効活用して再生可能エネルギーを導入するなど、脱炭素化の取組を地方でも積極的に推進していくことに

より、地域経済の活性化や地域課題の解決の実現につなげる、「地方創生と脱炭素の好循環」の実現に向けて取組みます。具体的には、グリーン分野の人材支援、関連情報の共有や官民協働の取組の推進、地方創生 SDGs 等の推進、農林水産分野・国土交通分野等における取組の推進等が挙げられます。

その他の地域活性化に向けたこれまでの取組としては、しごと創生（地方の中核中堅・中小企業への支援パッケージ、地域商社事業）⁹、デジタル技術等を活用した安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備¹⁰、まちづくり（小さな拠点の形成、地域活性化プラットフォーム等）¹¹などが挙げられます。こちらも時代に即した取組が掲げられていますが、基本方針は、地域活性化のために特に注力すべきだと考えられる産業を、3つの視点の中でそれぞれ具体的に記載されている点も特徴だと言えるでしょう。

（3）行動計画及び基本方針との比較について

ここまでは、行動計画と基本方針を中心とした、特許庁と内閣府の取組についてそれぞれ述べました。次に両者を比較することで、どのような差異点があるかについて検討したいと思います。

行動計画は主に、地方の中小企業に対する知財活動の支援によって、売上の増加、国内外での競争力を強化すること、つまり地域経済の活性化（地域経済の好循環）を目標の中心に置いていると言えるでしょう。地域経済の活性化によって、副次的に東京一極集中状態・人口減少傾向の改善が期待されると考えられます。一方、基本方針は、人材面からの支援、DX化の推進、脱炭素化社会の実現に向けたアプローチを行うことによって、地域経済の好循環のみならず、東京一極集中状態・人口減少傾向の改善等の課題解決を直接的な目標としています。

また、行動計画は支援の対象となる産業を具体的に定めておらず、地域の実情に即して支援対象企業を定めるとしているのに対し、基本方針は3つの視点（ヒューマン、デジタル、グリーン）に関係するキーワードが挙げられており、そこから具体的な関係産業が想定できる、といった点でも異なっています。

したがって、知財分野による地域活性化への貢献手段としては、以前から取り組まれている地域経済の好循環に対するアプローチ以外にも、人材支援、DX化の推進、脱炭素社会等の具体的な取組を通じた、人口減少の抑制、東京一極集中の是正に向けた直接的なアプローチを検討する余地があるのではないかと考えられます。各地域で盛んな産業については地域差があることを踏まえた上で、地域活性化という国家全体の共通課題解決に向けて、有効であると考えられる取組に、知財分野でも貢献することによって、知財活用の裾野が広がることも考えられます。

	行動計画	基本方針
目標	売上の増加 国内外の競争力強化 →地域経済の活性化	地域経済の循環 東京一極集中状態、人口減少傾向の改善
対象産業	地域の実情に即して決定（指定無）	3つの視点（人材支援、DX化の推進、脱炭素社会）に関する産業（例）人材サービス、情報通信、エネルギー
関係機関	特許庁 INPIT 自治体 中小企業	各省庁（内閣府含む） 地方公共団体 企業 金融機関 情報通信関連事業者 NPO

図2 行動計画と基本方針との比較

3. まとめ

日本国内における特許出願の件数は、2012年の342,796件から、2021年には289,200件へと減少しており、ここ近年は減少傾向にあります¹²。一方で、中小企業の出願件数は横ばいであることを考慮すると、中小企業での知財活動が活発になることで、出願件数の増加や、地域経済、ひいては日本経済の活性化に繋がることも期待されています。また、地域に根差した産業の知財活動支援と並行して、地域活性化に係る施策と関係の深い地域産業での知財活動が促進されることで、人口問題といった社会的課題を解決

する可能性が秘められていると言えるでしょう。

したがって、今後は、地域活性化に関する施策等と連動した知財分野の活動を検討することで、知財活動において新しい展開が期待されると言えるでしょう。

(参考文献)

1. 特許庁「第3次地域知財活性化行動計画(改訂版)」
(<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/koudoukeikaku/01.pdf>)
2. 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」([r03-6-18-kihonhousin2021hontai.pdf](https://www.kihonhousin2021hontai.pdf) (chisou.go.jp))
3. 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」
(<https://www.chisou.go.jp/sousei/info/pdf/h27-12-24-siryoushou2.pdf>)
4. 内閣府「地域の経済2020-2021」第1章 第1節 これまでの東京一極集中の社会的・経済的要因 (https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr20-21/chr20-21_01-01.html)
5. 特許庁「第3次地域知財活性化行動計画(改訂版)」
(<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/koudoukeikaku/01.pdf>)
6. 経済産業省「商工業実態基本調査」規模別の企業数
(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syokozi/result-2/h2c6k5aj.html>)
7. 特許庁「第3次地域知財活性化行動計画(改訂版) 概要」
(<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/koudoukeikaku/03.pdf>)
8. 特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業を実施する3地域を選定しました」
(https://www.jpo.go.jp/support/chusho/chizai-shien_model_area.html)
9. 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「地方創生>しごと創生」
(<https://www.chisou.go.jp/sousei/shigoto.html>)
10. 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「地方創生>結婚・出産・子育て>デジタル技術等を活用した安心して妊娠・出産・子育てができる環境整備について」
(<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/syoushikakoujirei/index.html>)
11. 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局「地方創生>まちづくり」([まちづくり - 地方創生](http://chisou.go.jp) (chisou.go.jp))
12. 特許庁「特許行政年次報告書2022年版」P2
(<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nji/2022/document/index/0101.pdf>)



KSI パートナーズ法律特許事務所

〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビル5階4階
TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp